

ゆとり〜とライン

ガイドウェイバス志段味線

平成19年度安全報告書



平成20年(2008年)9月

名古屋ガイドウェイバス株式会社

平成19年度安全報告書

1 基本的な方針

(1) 利用者の皆様へ

本報告書は、軌道法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、ご理解をいただくために公表するものです。

しかし、最初にお詫びを申し上げなければなりません。

弊社は、日頃、輸送の安全の確保に取り組んでまいりましたが、平成19年11月15日ナゴヤドーム前矢田駅・大曽根駅間において、車両脱線事故を発生させました。

幸いにも乗客等に死傷者は生じなかったものの、鉄軌道に対する社会的信頼を失墜させてしまう結果となりました。利用者の皆様のみならず、関係機関の皆様にご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。

この事故に対し、会社内に「G13脱線事故対策会議」（議長：代表取締役社長）を設置し、原因の究明・調査及び再発防止対策について努めてまいりました。

今後は、このような事故を二度と起こさないことが、お客様、地域の信頼を取り戻すための唯一の途であり、名古屋ガイドウェイバス（株）として、事故の再発防止に向け、全力で取り組んでまいります。

なお、この事故については現在、航空・鉄道事故調査委員会において事故原因を調査中です。

名古屋ガイドウェイバス株式会社
代表取締役社長 磯部光甫

(2) 安全基本方針等

1) 安全基本方針

当社の「安全管理規程」には、安全に関する基本的な方針に係る行動規範を次のように掲げ、社長室はじめ管理センター事務室および大曽根駅等に掲示し、社長、役員及び社員に周知・徹底しております。

行 動 規 範

- ① 安全の確保を最優先とし、一致協力して輸送の使命を達成することに努める。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程類(以下「関係法令等」という。)をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
- ④ 職務の実施に当たり、憶測によらず確認の励行に努め、疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱を行う。
- ⑤ 事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれのある事態(以下「事故、災害等」という。)が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、相互に協力して速やかに安全かつ適切な処置をとる。
- ⑥ 安全に係る情報は、迅速かつ正確に関係箇所に伝達し、その共有化を図る。
- ⑦ 常に問題意識を持って行動し、業務の見直しが必要な場合は、積極的に対処する。

2) 安全重点施策等

第2次輸送安全目標(平成18年度～20年度:平成19年度に見直し)は表1のとおりです。

施策として毎年、年度末に当該年度の安全を振り返り、次年度の月間毎の重点安全目標を定めて実施しております。平成19年度は表2のとおりです。

第2次輸送安全目標

表—1

区 分	項 目	内 容
定量的な目標	車両事故(衝突・脱線・火災)	発生させない。
	人身事故	発生させない。
	輸送障害	前年度より減らす。
	災害	被害を最小限に食い止める。
	インシデント	発生させない。
定性的な目標	トップと対話と周知	毎週、週はじめに行っている役員を含めた係長以上の「常会」での情報提供と報告等と「常会」での円滑なコミュニケーションに努める。
	トップによる現場巡視と対話	夏季・年末年始の総点検における現場巡視と対話を実施する。その他、適宜、実施する。
	ヒヤリハットの取組み	「常会」で、日々の報告等から安全の検討、議論をおこなう。

平成19年度 事故防止等重点目標 (年間目標)

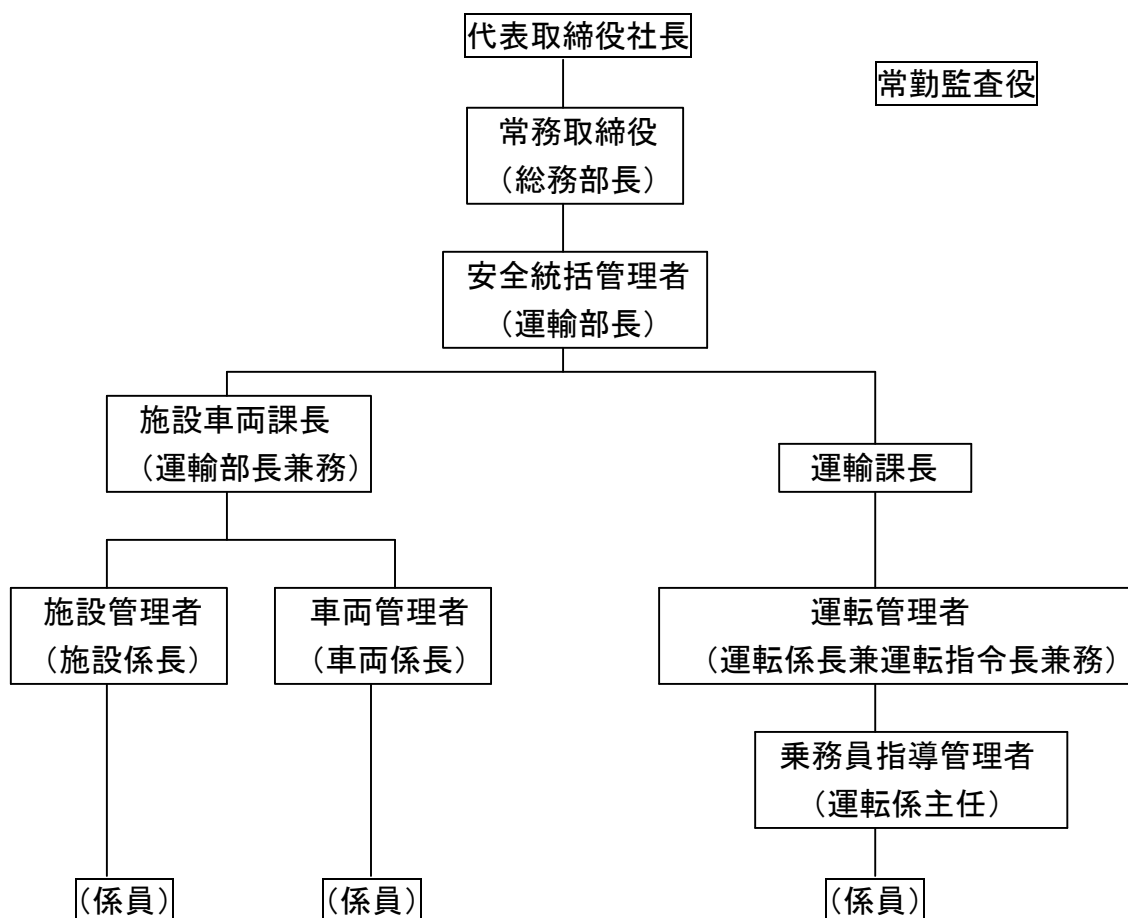
表—2

月別	目 標	実 施 事 項
4	交通弱者保護の徹底 子どもと高齢者の交通事故 防止 ※ 春の全国交通安全運動 4月6日～4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新入学児童、園児の交通安全、高齢者及び身体障害者の保護と運転マナーの向上並びに人にやさしい「思いやり運転・混雑時の車内整理案内」の励行 ○ 運転取扱いにおける基本動作の励行 (着座確認して発車) ○ ホームにおける安全確認・確保の徹底
5	安全確認指差称呼の徹底 車内事故の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な確認称呼の徹底による安全運転 (車内放送音量の適性) ○ 高齢者、子ども、身体障害者に対する配慮、特に発進時、停止時安全確認のため(声掛け)積極的に実施し、反動による事故の絶滅
6	※ サービス強調月間 雨期の接客サービス及び事 故 防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 礼詞及び時のあいさつの励行 感動を呼ぶ接遇「姿勢、態度、笑顔、言葉づかい」の向上により、ゆとりとラインのイメージアップを図る ○ 濃霧及び雨量の多いとき、視界不良による事故防止の徹底 ○ 車内温度に配慮し快適な乗り心地を提供

7	<p>漫然運転の防止</p> <p>※ 夏の全国交通安全運動 7月10日～7月20日 (重点目標等別途通知)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 猛暑により注意力が散漫となる、一層慎重な運転に努める ○ 車内温度に気配りする ○ 健康管理の徹底「十分な睡眠、適度な運動」による安全運転の徹底 ○ 車内客の動向に注意
8	<p>扉挟撃事故の防止</p> <p>故障車両の発生防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 扉開閉時、乗降客の安全確認を徹底し、扉挟撃事故の防止 ○ 常に車両構造を熟知し、日常点検の確実な励行、特に電気系統の点検により故障発生防止につとめる
9	<p>高齢者の事故防止</p> <p>※ 秋の全国交通安全運動 ※ 9月21日～9月30日 (重点目標等別途通知)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車内状況を把握し、的確な運転操作 ○ 乗客の乗車、降車時、その動向に注意し安全確認と車内放送等による乗客への注意喚起、着席誘導により発進反動、制動反動による事故防止
10	<p>確実な機能変換操作</p> <p>安全速度の励行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ モードインターチェンジにおける確実な機能変換 ○ 発車ブザー確認の厳守 (未確認発車の厳禁) ○ 速度制限ヶ所(曲線部)・駅進入時の速度制限厳守
11	<p>安全確認指差称呼の徹底</p> <p>駅進入時の安全確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な確認称呼の徹底による安全運転・運転マナーの向上 ○ 駅構内における待合い客の動向に注意・安全確認の励行
12	<p>※ 年末の全国交通安全運動 12月1日～12月10日 (重点目標等別途通知)</p> <p>※ 年末年始安全総点検の実施 12月10日～1月10日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転の厳禁「高めようモラル・守ろうルール」運転マナーの向上 ○ 健康管理の徹底「特に飲酒・疾病・睡眠不足・過労をさける」 <p>(実施計画詳細は、別途通知)</p>
1	<p>※ サービス強調月間</p> <p>積雪・凍結時の事故防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接客サービスの向上「感謝の気持・謙虚な態度・笑顔の対応」の徹底 ○ 軌道内路面状況の把握・安全速度の厳守
2	<p>積雪・凍結時の事故防止</p> <p>制動反動事故の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホーム・乗降口・床面凍結による乗客転倒事故防止(注意を呼びかけ) ○ 滑らかな運転操作による防衛運転の徹底
3	<p>軌道標識確認遵守の徹底</p> <p>日常点検項目の完全実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 軌道内速度制限の遵守 ○ 脇見運転による休止反動事故防止 ○ 日常点検の完全実施・確認の励行により故障又は事故防止

2 安全管理体制

社長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の役割を明確にしております。



役 職	役 割
取締役社長	輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。
運輸部長兼施設車両課長 (安全統括管理者)	輸送の安全確保に関する業務を統括する。
運転係長兼運転指令長 (運転管理者)	安全統括管理者の指揮のもと、運転に関する事項を統括する。
運輸主任 (乗務員指導管理者)	運転管理者の指揮のもと、乗務員の資質の保持に関する事項を管理する
施設係長 (施設管理者)	安全統括管理者の指揮のもと、軌道施設及び電気施設に関する事項を統括する
車両係長 (車両管理者)	安全統括管理者の指揮のもと、車両に関する事項を統括する。
総務部長	輸送の安全の確保に必要な設備投資・財務・要員に関する事項を統括する。
監査役	輸送の安全の確保状況の確認に関しては、監査役が業務監査において実施する。

3 事故等の発生状況と再発防止措置

当社は、平成13年3月に開業し、ようやく平成19年度に7年目を迎えましたが、平成19年度には、最初に記述しましたように11月に車両脱線事故を発生させました。

この事故を反省して、再発防止に努め、運輸の安全の確保に全力で取り組んでまいります。

なお、平成19年11月の脱線事故の概要につきましては、本報告書の末尾、12～14頁に記載しました。

平成19年度の事故等の発生状況

事故等の種類	件数
運転事故	1件
輸送障害	12件
災害	0件
インシデント	0件

(注)事故等の種類は省令等に定められた種類をさします。

運転事故：車両衝突事故、車両脱線事故、人身障害事故等をいいます。

輸送障害：車両の運転を休止したもの、または30分以上の遅延が生じたものをいいます。

災害：地震や暴風雨、豪雪などにより軌道施設または車両に生じた被害をいいます。

インシデント：運転事故が発生するおそれがあると認められる事態をいいます。

4 行政指導等に対する措置の状況

(1) 行政からの指導等

1) 中部運輸局鉄道部長から平成19年11月16日に脱線事故に伴う「輸送の安全確保について(警告)」を受けました。

2) 中部運輸局から平成19年12月13日に業務監査を受けました。

(2) 措置の状況

1) 警告に対する報告を「中間報告」として平成20年3月31日に中部運輸局鉄道部長に提出しました。

「最終報告」は、航空・鉄道事故調査委員会の調査結果が公表された後、公表に基づく内容を考察して報告します。

2) 業務監査での指摘事項はありませんでした。

5 安全確保のための措置

(1) 人材

日頃、職場内研修で安全教育につとめております。また、行政当局、社団法人日本民営鉄道協会、中部鉄道協会、財団法人鉄道総合技術研究所等の講習会、研修等に積極的に参加して情報収集、職員の質の向上に努めております。

なお、平成19年度には以下のこともおこないました。

1) 新たに10人の無軌条電車運転免許教習をおこないました。

平成20年3月末で、無軌条電車運転免許取得者は、計159名です。

2) 事業所に出向いて乗務員の安全教育をおこないました。



写真1 安全教育の講習

(2) 設備等

平成19年度には、以下の設備の改善に努めました。

1) 車両不具合時における推進運転に必要な予備の推進棒を新たに大曽根駅のプラットフォームと管理センターの車庫に設置し、速やかな回復運転の向上に努めました。



写真2 管理センターの推進棒

- 2) 新製した車両が7年目となりましたので、「車両整備心得」に基づき、全車の全般検査をおこないました。
- 3) 新製した車両が7年目となりましたので、総走行距離等の多い車両2両、車両のリフト3基の分解整備をおこないました。

(3) 資金

平成19年度の軌道・車両などの維持管理、修繕費等として、事業営業費に対する割合は表のとおりです。前年度より約3%の増加です。

軌道・車両などの維持管理、修繕費等の事業営業費に対する割合

平成18年度	平成19年度
約25%	約28%

(4) 訓練

- 1) 事業所に出向いて、乗務員に推進棒使用時の取扱訓練をおこないました。



写真3 推進棒訓練に使用した掲示教材

2) 社員に車両のリフトトラブル時における取扱い訓練をおこないました。



写真4 リフト講習・訓練

3) 社員にエレベーター利用者の閉じ込め時における救助訓練を実施しました。

(5) 従業員との対話等

1) 他の乗務員の模範となる乗務員に対して行う優良乗務員表彰制度に基づき、ガイドウェイバス開業記念日の平成20年3月23日に6人を表彰しました。

2) 少人数の会社ですので、日々の会話などから意見を汲み取り、毎週、週はじめに行っている役員を含めた係長以上の「常会」での情報提供と報告などから意見交換し反映するように努めています。

6 利用者のコミュニケーション等

(1) 利用者からの意見

1) 乗客誘致策としての特割通学定期 ゆとりーと『学・遊』パスは、試行的に1ヶ月単位の発売でしたが、利用者から3ヶ月単位、6ヶ月単位での発売要望が多くあり、また、利用者も定着してきたことから普通定期のように1ヶ月単位、3ヶ月単位、6ヶ月単位でも発売できるようにしました。

2) ナゴヤドームの野球ナイター終了時における観客の案内整理の要望があったこと、また、一部マナーの悪い観客もいることから、ナゴヤドーム前矢田駅に警備員を配置し案内整理に努めるようにしました。

(2) 利用者への要望・啓発

1) 公共交通機関へのテロ対策、防犯ポスターを各駅、管理センターに掲示し、利用者等への要望・啓発に努めました。



写真5・6 掲示したテロ対策・防犯ポスター

- 2) 沿線の愛知教育大学附属名古屋小学校の児童生徒の皆さんに、安全乗車・マナー等のポスターを描いてもらい、大曽根駅や砂田橋駅のコンコースに掲示しお客様への啓発を行ないました。



写真7 児童生徒が描いたポスターの一例

(3) 関係者との協議

社団法人日本民営鉄道協会の呼びかけによる「こども110番の駅」として、平成18年度に引き続いて、平成19年度も大曽根駅にステッカーを掲示して対応しております。



写真8 大曽根駅の「こども110番の駅」ポスター

輸送の安全確保には法令の遵守とともに自らも振り返り、一層の軌道事業の安全・信頼の向上に努めてまいります。

また、お客さまの声を“かたち”として反映し、さらなる輸送の安全の向上に役立てたいと思いますので、積極的なご意見をいただければ幸いです。

ありがとうございました。

連絡先

名古屋ガイドウェイバス株式会社

〒463-0801

名古屋市守山区竜泉寺二丁目301番地

TEL(052)758-5620 FAX(052)758-5621

<http://www.guideway.co.jp/>

脱線事故の概要について

1 事故の概要

平成19年11月15日（木）午前8時15分頃、ガイドウェイバス13号の運行車両は、ナゴヤドーム前矢田駅～大曽根駅間を運行中、大曽根駅手前の左曲線付近において、右側前走行輪が案内軌条を乗り越えて脱線した。（図―1、2参照）

なお、この事故での乗客等の死傷者はありませんでした。

2 脱線に至った推定原因

案内輪アームを「軌道」側に保持する装置が機能しなくなり、走行輪（タイヤ）が案内軌条面に直接接触する状態となったこと、また、乗務員が、走行中に車両の異音を感知したにも関わらず運転を継続したこと、この2つが重なったため、大曽根駅手前で走行輪（タイヤ）が案内軌条を乗り越えて脱線したものと思われるが、詳細は事故調査委員会で調査中です。

なお、走行中に無線装置等が使用できなかった事象については、事故直後の調査で、当該車両の無線機を補修することなく使用可能であったことから、電源リレー回路又は運行監視車載通信機回路が解除されたことが原因と考えられるが、引き続き調査中です。

3 再発防止策

- 1) 異常時の対応に係る乗務員の再教育
- 2) 乗務員に対する添乗指導
- 3) 運転指令員に対する再教育
- 4) 車両整備員に対する再教育
- 5) 速度制限予告標の設置
- 6) 「運転取扱心得」「車両整備心得」等、関係規程類の改正
- 7) 携帯電話等による無線システムのハード対策
- 8) 走行案内装置操作盤の誤操作防止用カバーの設置

4 今後の安全対策

今回の事故原因の1つが、規程に違反して、乗務員が走行中に車両の異音を感知したのに、2駅で駅の非常通報用電話をかける機会があったにも関わらず、約1.7キロも運転を継続したことです。今後、このようなことを二度と起こさないため、20年度からは教育体制を強化し、規程遵守の徹底と異常時における対応等、教育訓練に取組んで安全対策について徹底してまいります。

ガイドウェイバス（ゆとりーとライン）大曾根～小幡緑地 平面図

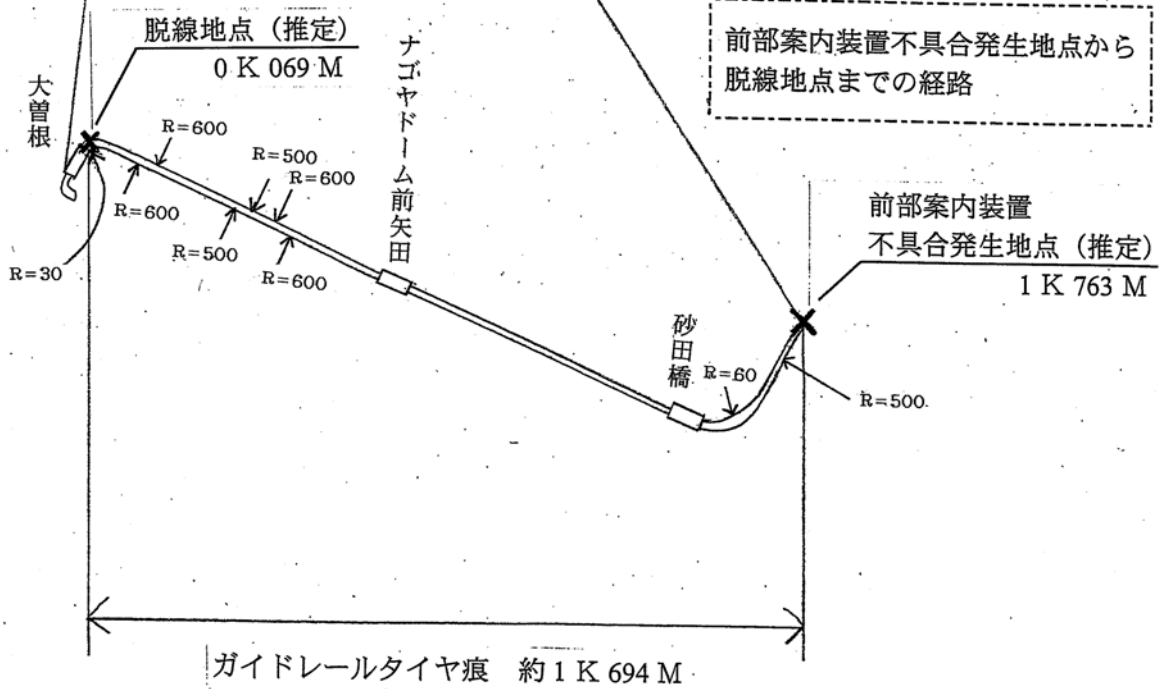
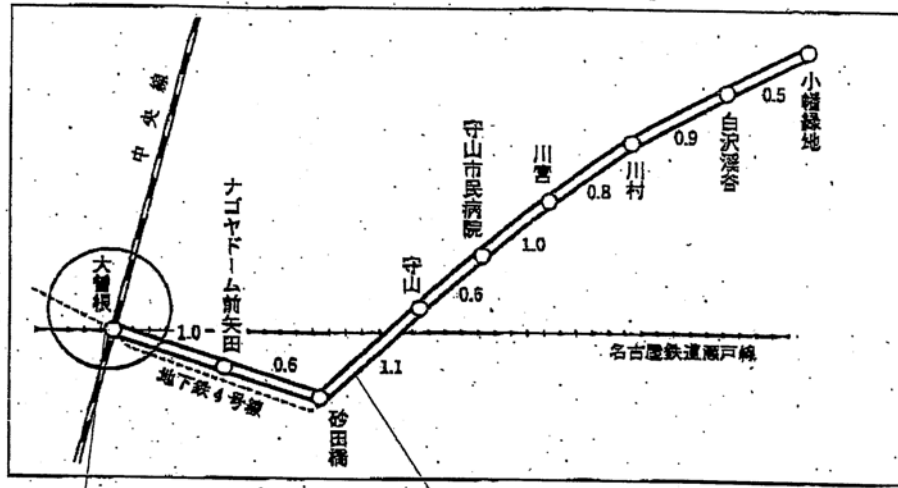
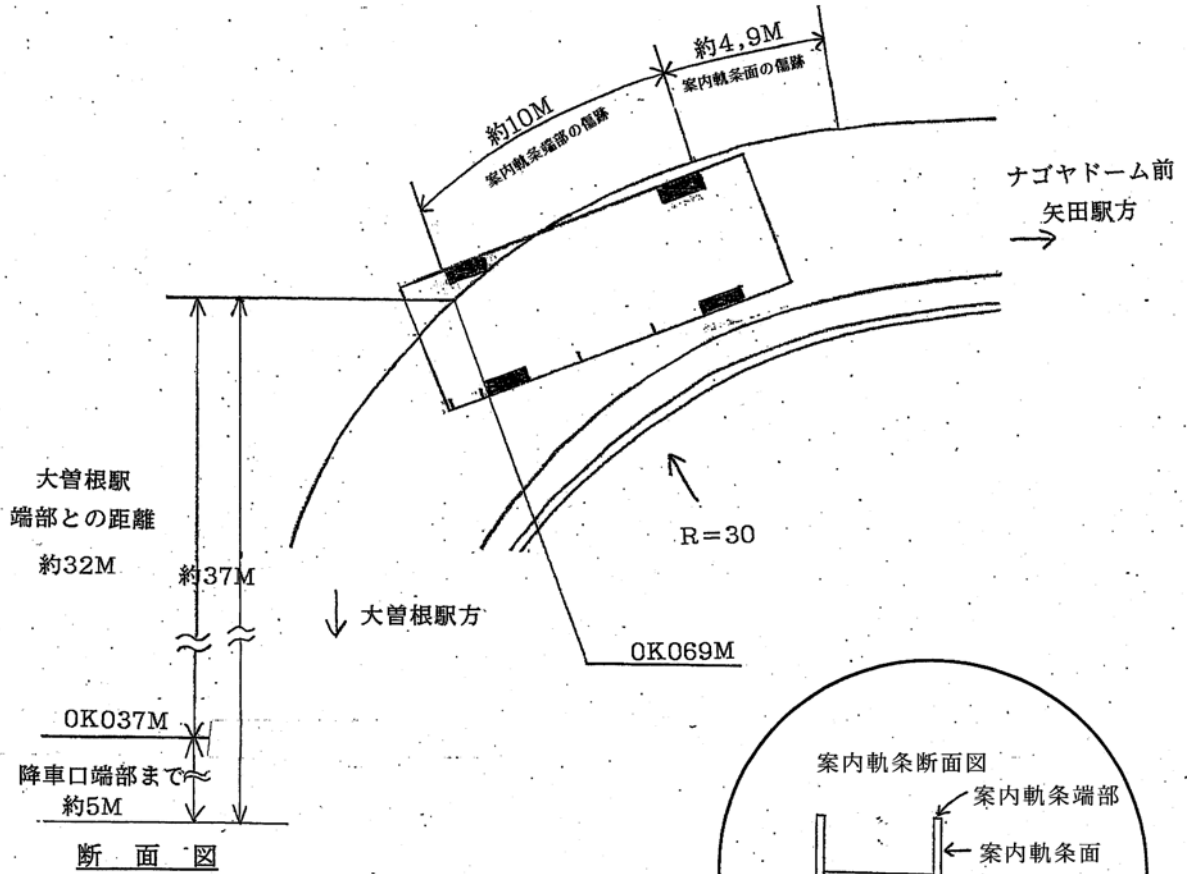


図-1

脱線車両と案内軌条の状況

平面図



断面図

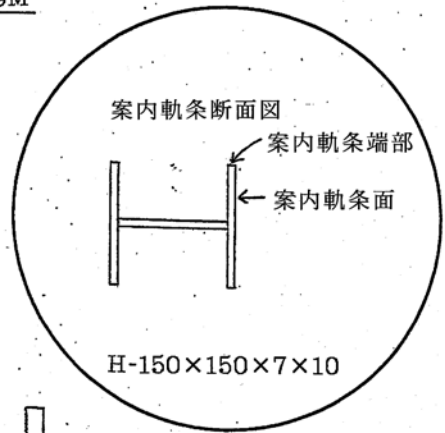
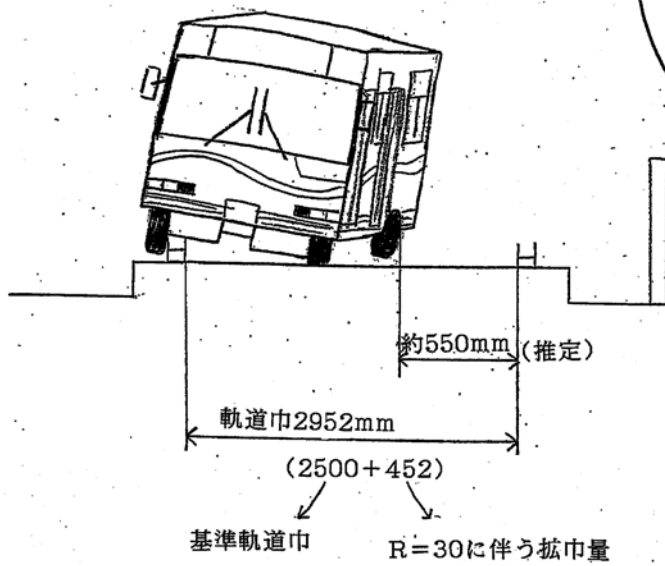


図-2